

## ケアハウス彩幸 利用料金表

## 1. 事務費・生活費・管理費

毎月の利用料(事務費、生活費、管理費)は前年度の収入により次の表から決定され、毎月15日にお支払いいただきます。(行政の基準により見直しがされます。)

階層	対象収入による階層区分	月額納付額			
		事務費	生活費	管理費	合計
1	1,500,000 円以下	10,000	46,940	15,000	71,940
2	1,500,001 ～ 1,600,000	13,000			74,940
3	1,600,001 ～ 1,700,000	16,000			77,940
4	1,700,001 ～ 1,800,000	19,000			80,940
5	1,800,001 ～ 1,900,000	22,000			83,940
6	1,900,001 ～ 2,000,000	25,000			86,940
7	2,000,001 ～ 2,100,000	30,000			91,940
8	2,100,001 ～ 2,200,000	35,000			96,940
9	2,200,001 ～ 2,300,000	40,000			101,940
10	2,300,001 ～ 2,400,000	45,000			106,940
11	2,400,001 ～ 2,500,000	50,000			111,940
12	2,500,001 ～ 2,600,000	57,000			118,940
13	2,600,001 ～ 2,700,000	64,000			125,940
14	2,700,001 ～ 2,800,000	71,000			132,940
15	2,800,001 ～ 2,900,000	78,000			139,940
16	2,900,001 ～ 3,000,000	85,000			146,940
17	3,000,001 円以上	90,800			152,740

注1)この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額をいう。

注2)夫婦で入居する場合には、夫婦の収入が必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの事務費の徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額(月額)とする。

## 2. 電気・ガス・水道料金

電気・ガス・水道の各利用料金は各戸に備え付けのメーターを毎月1日に確認し、その使用料をお支払いいただきます。(消費税別)

## (1) 電気料金

基本料金 780円	+	使用料	
		19.15円 × ( )kwhの使用料	・・・0以上～120kwh以内の単価
		23.23円 × ( )kwhの使用料	・・・121以上～300kwh以内の単価
		25.90円 × ( )kwhの使用料	・・・301kwh以上の単価
		調整単価 × 検針kwhの使用料	・・・調整単価分

## (2) 水道料金

使用料	
28円 × ( )m3の使用料	・・・1m3以上～10m3以下の単価
56円 × ( )m3の使用料	・・・11m3以上～20m3以下の単価
92円 × ( )m3の使用料	・・・21m3以上～50m3以下の単価
160円 × ( )m3の使用料	・・・51m3以上～100m3以下の単価
240円 × ( )m3の使用料	・・・101m3以上～

## (3) ガス料金

170円 × ( )m3の使用料
------------------